

# 島根県からのお知らせ

平成28年度～令和2年度の税制改正について  
(法人県民税・法人事業税・特別法人事業税関係)

## 1 法人県民税・法人事業税の税率改正について (全法人)

令和元年10月1日以後に開始する事業年度について、法人県民税及び法人事業税の税率が変更となります。改正後の税率については同封の納付書裏面をご参照ください。

## 2 地方法人特別税の廃止及び特別法人事業税の創設について (全法人)

平成28年度及び平成31年度税制改正によって、令和元年10月1日以後に開始する事業年度から、地方法人特別税は廃止され、特別法人事業税が創設されることとなりました。

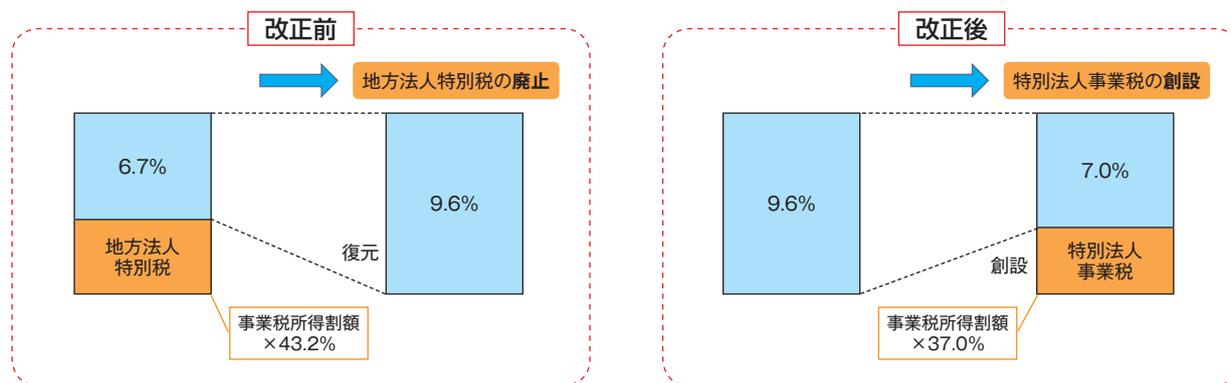
今回の改正については、現行(令和元年9月30日までに開始する事業年度)の法人事業税及び地方法人特別税を合わせた税負担を上回らないように税率設定がされています。

したがって、特別法人事業税の創設に伴い、法人の税負担が増えることはありません。

### イメージ図

(例)

外形標準課税対象外の法人・軽減税率不適用の場合の税率



### 税率

区 分	税率	
	令和元年10月1日以後に開始する事業年度	令和2年4月1日以後に開始する事業年度
外形標準課税法人の基準法人所得割額	260 / 100	
外形標準課税法人以外	普通法人の基準法人所得割額	37 / 100
	特別法人の基準法人所得割額	34.5 / 100
収入金額課税法人(小売電気事業及び発電事業を除く)の基準法人収入割額	30 / 100	
収入金額課税(小売電気事業及び発電事業)の基準法人収入割額		40 / 100

\* 基準法人所得割額又は基準法人収入割額とは、法人の事業税(所得割・収入割)の税額をいいます。

### 3 予定申告経過措置について（全法人）

上記の税率変更及び特別法人事業税の創設に伴い、令和元年10月1日以後に開始する最初の事業年度の予定申告額は、経過措置により以下のとおり計算することとなります。

<p><b>【法人県民税法人税割】</b>          (前事業年度の法人税割額×1.9) ÷ 前事業年度の月数</p> <p><b>【法人事業税】</b>          (前事業年度の法人事業税額(割ごとの額) ÷ 前事業年度の月数) × 6.3</p> <p><b>【特別法人事業税】</b>          (前事業年度の法人事業税額(合計) ÷ 前事業年度の月数) × 2.3</p>
--

- (注) ①法人県民税(均等割)の計算について変更はありません。  
 ②経過措置適用後の事業年度の予定申告額の計算方法は従来と同様です。

<p>(参考) 経過措置適用後の予定申告額</p> <p><b>【法人県民税法人税割】</b>          (前事業年度の法人税割額×6) ÷ 前事業年度の月数</p> <p><b>【法人事業税】</b>          (前事業年度の法人事業税額(割ごとの額) ÷ 前事業年度の月数) × 6</p> <p><b>【特別法人事業税】</b>          (前事業年度の特別法人事業税額(合計) ÷ 前事業年度の月数) × 6</p>
--

### 4 地方創生応援税制（特定寄附金税額控除）（全法人）※誤りが多くなっています

地方公共団体が行う地方創生事業に対して法人が寄附を行った場合に、従来からの寄附金の損金算入措置に加え、その寄附金額の一部を支出した事業年度の法人事業税額、法人住民税法人税割額及び法人税額から控除する制度が平成28年度税制改正において設けられ、令和2年度税制改正において控除額が拡充されることとなりました。

#### 要件

- ・青色申告書を提出している法人であること。
- ・地域再生法の一部を改正する法律の施行日(平成28年4月20日)から令和7年3月31日までの間に、地方公共団体が行う地方創生を推進する一定の事業に対して寄附金を支出したこと。(共同募金への寄附金は対象外です)
- ・対象となる事業については地域再生法の認定地域再生計画に記載された「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」です。詳しくは内閣府地方創生推進事務局のHP「企業版ふるさと納税ポータルサイト」  
[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/kigyuu\\_furusato.html](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/kigyuu_furusato.html) にてご確認ください。

#### 控除額の計算

税目	控除額		上限額
	令和元年10月1日以後に開始する事業年度	令和2年4月1日以後に開始する事業年度	
法人事業税	寄附金額の10%	寄附金額の20%	法人事業税額の20%
法人住民税	寄附金額の20% (道府県分2.9%、市町村分17.1%)	寄附金額の40% (道府県分5.7%、市町村分34.3%)	法人住民税法人税割の20%

## 留意事項

- ・寄附金額が10万円未満の場合には、税額控除の対象となりません。
- ・主たる事務所の所在する地方公共団体に対する寄附は対象となりません。
- ・東京都、23区、一部の市町村に対する寄附は対象となりません。
- ・控除の適用には申告書に一定事項を記載し、地方再生法施行規則第14条第1項の規定により地方公共団体が交付する受領証の写しの添付が必要となります。

## 5 電気供給業に係る課税方式の見直しについて（電気供給業のうち、小売・発電事業）

令和2年度税制改正において、電気供給業のうち、小売・発電電気事業に係る法人事業税の課税方式が見直されました。これにより、令和2年4月1日以後開始する事業年度から電気供給業のうち、小売電気事業及び発電事業に係る法人事業税の額は資本金の額（出資金の額）が1億円を超える法人は収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算によって、それ以外の法人は収入割額及び所得割額の合算によることとなります。（表①）

また、見直し後の事業税の税率は表②のとおりとなります。（表②）

※特別法人事業税の税率については、「2 地方法人特別税の廃止及び特別法人事業税の創設について」又は納付書裏面をご覧ください。

【表①】課税方式の見直しについて

条 文	事業区分	課税方式
地方税法 第72条の2 第1項	第1号 第2号、第3号に掲げる事業以外の事業	所得割額 (資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人(特定目的会社、投資法人、一般社団法人、一般財団法人を除く)の場合は所得割額・付加価値割額・資本割額)
	第2号 電気供給業(第3号に掲げる事業を除く)、ガス供給業、保険業及び貿易保険業	収入割額
	第3号 電気供給業 ( <u>小売電気事業等、発電事業等</u> )	<u>収入割額・所得割額</u> (資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人(特定目的会社、投資法人、一般社団法人、一般財団法人を除く)の場合は、 <u>収入割額・付加価値割額・資本割額</u> )

※下線部は今回改正部分

【表②】法人事業税の税率等について（地方税法第72条の2第1項第3号の法人）

区 分	課税標準	税 率
		令和2年4月1日以後 に開始する事業年度
下記以外の法人 (収入割・所得割の合算額)	収入金額	0.75/100
	所得金額	1.85/100
資本金の額（出資金の額）が1億円を超える法人 (収入割・付加価値割・資本割の合算額)	収入金額	0.75/100
	付加価値額	0.37/100
	資本金等の額	0.15/100

## 6 大法人の電子申告義務化について（大法人）

平成30年度税制改正により、大法人が行う令和2年4月1日以後に開始する事業年度の法人事業税・特別法人事業税・法人住民税の申告は、電子情報処理組織を使用する方法（eLTAX）により提出しなければならないこととされました。

※eLTAXの使用方法等については、eLTAX（地方税共同機構）のホームページにてご確認ください。

※大法人とは、以下の（1）及び（2）に掲げる内国法人をいいます。

- （1）事業年度開始の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人
- （2）相互会社、投資法人及び特定目的会社

### ★ご注意ください

電子申告義務化の対象法人であっても、電子申告の利用届出書が未提出の場合又は利用届出書が提出済みであっても「審査済み」となっていない場合には、紙の申告書を送付しますが、申告書は電子情報処理組織を使用する方法（eLTAX）で提出してください。

紙で申告書を提出された場合は、不申告扱いとなり、加算金が発生する場合がありますのでご注意ください。

## 7 欠損金の繰越期間の延長について（全法人）

平成28年度の税制改正において、平成30年4月1日以後に開始する事業年度において生じた欠損金の繰越期間が10年間に延長されました。（適用関係については下図をご参照ください）

(例) 3月末決算法人で 事業年度の変更がない場合		欠損金を繰越控除できる期間				
		H30年3月決算 申告時	H31年3月決算 申告時	...	令和10年3月決算 申告時	令和11年3月決算 申告時
過去に申告した 欠損事業年度	平成21年3月期	9年	—		—	—
	平成22年3月期	8年	9年		—	—
	⋮	⋮	⋮		⋮	⋮
	平成29年3月期	1年	2年		—	—
	平成30年3月期	—	1年		—	—
	平成31年3月期	—	—		9年	10年
	令和2年3月期	—	—		8年	9年
	令和3年3月期	—	—		7年	8年
	令和4年3月期	—	—		⋮	⋮
	令和5年3月期	—	—		⋮	⋮

繰越可能期間が10年

また、法人住民税における控除対象個別帰属調整額、控除対象個別帰属税額、控除対象還付法人税額、控除対象個別帰属還付税額についても平成30年4月1日以降に開始する事業年度の発生分から繰越期間が10年間に延長されました。

## 8 島根県から送付する申告書等について（全法人）

電気供給業（小売・発電事業）の課税方式の見直し等に伴い、令和2年4月1日以後に開始する事業年度分より確定申告書（第6号様式）、予定申告書（第6号の3様式）の様式が変更されています。

島根県から送付する下記の申告書については、システムの都合上、令和2年10月発送分より各法人の事業年度に関わらず一律で新様式に切り替えています。

【参考】令和2年10月以後に島根県から送付する申告書について

様式名		送付対象の法人	
		変更前	変更後（R2.10以後発送分）
中間・確定申告書	第6号様式	全法人	全法人
	第6号様式（その2） ※新規様式		地方税法第72条の2第1項第3号に掲げる事業を行う法人（電気供給業のうち、小売・発電事業） ※プレプリントの都合上、第6号様式を同封していますが、電気供給業（小売・発電事業）を営む法人（R2.4.1以後開始事業分）は、第6号様式（その2）を使用してください。
予定申告書	第6号の3様式	全法人	全法人
	第6号の3様式（その2） ※新規様式		地方税法第72条の2第1項第3号に掲げる事業を行う法人（電気供給業のうち、小売・発電事業） ※プレプリントの都合上、第6号の3様式を同封していますが、電気供給業（小売・発電事業）を営む法人（R2.4.1以後開始事業分）は、第6号の3様式（その2）を使用してください。

※電子申告を行う法人には原則として申告書様式は同封せず、納付書のみを同封しております。  
※電子申告を行う法人あてのプレ申告データも、上記と同様に第6号様式又は第6号の3様式に送信しています。法第72の2第1項第3号に掲げる事業を行う法人（電気供給業のうち、小売・発電事業）の申告の際は、使用する申告書にご注意ください。

その他の申告・届出様式や、記載の手引きは、ホームページ（トップ>暮らし>税金>様式ダウンロード>法人三税）に新旧様式を掲載していますので、ご活用ください。

### お問い合わせ先

制度についてご不明な点は、最寄りの県民センターへお問い合わせください。

■東部県民センター 法人課税課	電話 0852-32-5621
■西部県民センター 法人・軽油課税課	電話 0855-29-5519
■島根県総務部税務課 課税グループ	電話 0852-22-5892